

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する 厚生労働省対策推進本部会議（第1回）

議 事 次 第

令和2年1月28日(火) 17:10～

於：共用第7会議室(6階)

1 開 会

2 新型コロナウイルスに関連した感染症対策の対応状況等について

3 閉 会

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年1月28日 17:00時点

	中国(※)	日本	韓国	台湾	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム	マレーシア	オーストラリア
患者数	4515	6	4	5	5	1	8	2	4	5
死亡者数	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	合計
患者数	5	1	3	1	1	1	4566
死亡者数	0	0	0	0	0	0	106

(※) 中国では、湖北省（武漢市を含む）、北京市、広東省、上海市などにおいて、患者が確認されている。

- 新型コロナウイルスに関連した感染症による死亡例は、中国での106例。
- 我が国で、1月15日に1例目、1月24日に2例目、1月25日に3例目、1月26日に4例目、1月28日に5、6例目が確認されたところ。
- これまでの国内での検査実施状況は、以下のとおり。
検査実施件数21件、うち陽性6件（1月28日17時時点）

新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定について

概要

○ 令和2年1月に問題となっている新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定する。

【政令制定・改正】新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令
検疫法施行令の一部を改正する政令

<参考>

指定感染症: 既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの(感染症法第6条)
検疫感染症: 国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの(検疫法第2条第3号)

	これまでの対策	指定感染症、検疫感染症に指定した場合、実施可能となる措置
国内対策	<p>(1) 診療 地方自治体や医療機関に対し、武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発症して医療機関を受診した患者については、新型コロナウイルス感染症を念頭においた診療を行うよう依頼。 患者の医療費については、自己負担であり、協力が得られにくいことがある。(入院を拒否される可能性も)</p> <p>(2) 報告・検査 医療機関において原因不明の肺炎患者を診察した場合に保健所に報告の上、国立感染症研究所で検査を行う制度(疑似症サーベイランス)の運用 協力ベースであり、医師の義務ではない。</p> <p>(3) 濃厚接触者の把握 国内で確認された感染者1名の濃厚接触者を特定し、健康状態の確認を実施 法律に基づくものではないため、患者の協力が得られにくいことがある。</p>	<p>➡ ① 患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供</p> <p>➡ ② 医師による迅速な届出による患者の把握</p> <p>➡ ③ 患者発生時の積極的疫学調査(接触者調査)</p>
	<p>検査</p> <p>(1) 発熱の確認(サーモグラフィ) (2) 自己申告の呼びかけ 協力ベースであり、協力が得られにくいことがある。</p>	<p>質問、診察・検査、消毒等が可能となる。 (隔離・停留はできない。)</p>

令和2年1月28日
照会先 健康局 結核感染症課
感染症情報管理室長
梅田 浩史 (内線 2389)
課長補佐 加藤 拓馬 (内線 2373)
課長補佐 上戸 賢 (内線 2935)
(代表電話) 03 (5253) 1111

新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口（コールセンター） の設置について

今般の新型コロナウイルス関連肺炎の発生について、厚生労働省の電話相談窓口を1月28日（火）18時より設置することといたしましたので、お知らせいたします。厚生労働省としては、ウェブサイト等と合わせて、引き続き正確な情報発信に努めて参ります。

記

- 厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 03-3595-2285
- 受付時間 9時00分～21時00分
(1月28日のみ18時より受付)

<参考資料>

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部設置規程

令和2年1月28日
厚生労働大臣伺い定め

(設置)

第1条 令和元年12月に中華人民共和国で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症対策について、関係部局の緊密な連携の下、厚生労働省が一体となり、その効果的かつ総合的な推進を図るため、新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部（以下「対策推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 対策推進本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長、本部長代理、副本部長及び本部員は、別紙1の職にある者をもって充てる。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

(幹事会)

第3条 対策推進本部の下に幹事会を設置する。

2 幹事会に、幹事長、幹事長代理、副幹事長及び幹事を置く。

3 幹事長、幹事長代理、副幹事長及び幹事は、別紙2の職にある者をもって充てる。

(外部機関の参加)

第4条 対策推進本部及び幹事会には、必要に応じ、国立研究開発法人国立国際医療研究センター等の外部機関の職員の参加を求めることができる。

(アドバイザリー・ボード)

第5条 対策推進本部の下に感染症等に関する専門家によるアドバイザリー・ボードを置くことができる。アドバイザリー・ボードのメンバーは本部長が指名する者とする。

(事務局)

第6条 対策推進本部に事務局を設置する。

2 事務局に事務局長、事務局長代理、事務局次長及び事務局員を置く。

3 事務局長、事務局長代理及び事務局次長は、別紙3の職にある者をもって充てる。

4 事務局員は、事務局長が指名する者をもって充てる。

5 事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

(庶務)

第7条 対策推進本部、幹事会及びアドバイザー・ボードの庶務は、健康局の協力を得て、大臣官房厚生科学課において処理する。

(補則)

第8条 前各条に定めるもののほか、対策推進本部、幹事会及びアドバイザー・ボードの運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、令和2年1月28日から施行する。

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部

本部長	厚生労働大臣
本部長代理	厚生労働副大臣 厚生労働大臣政務官
副本部長	厚生労働事務次官 厚生労働審議官 医務技監
本部員	大臣官房長 大臣官房総括審議官 大臣官房総括審議官（国際担当） 大臣官房審議官（危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策、国立高度専門医療研究センター担当） 大臣官房審議官（医政、医薬品等産業振興、精神保健医療、災害対策担当） 大臣官房審議官（健康、生活衛生、アルコール健康障害対策担当） 生活衛生・食品安全審議官 医政局長 健康局長 医薬・生活衛生局長 労働基準局長 労働基準局安全衛生部長 職業安定局長 雇用環境・均等局長 子ども家庭局長 社会・援護局長 社会・援護局障害保健福祉部長 老健局長 保険局長 年金局長 人材開発統括官 政策統括官（総合政策担当） 政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部 幹事会

幹事長 健康局長

幹事長代理 大臣官房審議官（危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策、国立高度専門医療研究センター担当）
大臣官房審議官（健康、生活衛生、アルコール健康障害対策担当）
生活衛生・食品安全審議官

副幹事長 大臣官房厚生科学課長
健康局総務課長
健康局結核感染症課長
医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課長

幹事 大臣官房参事官（総括調整、行政改革担当）
大臣官房総務課広報室長
大臣官房国際課国際保健企画官
大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長
健康局結核感染症課感染症情報管理室長
医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長
国立感染症研究所感染症疫学センター長
国立保健医療科学院健康危機管理研究部長

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部 事務局体制

事務局長 医務技監

事務局長代理 大臣官房審議官（危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策、
国立高度専門医療研究センター担当）
大臣官房審議官（健康、生活衛生、アルコール健康障害対策担当）
生活衛生・食品安全審議官
健康局長

事務局次長 大臣官房参事官（総括調整、行政改革担当）
大臣官房厚生科学課長